

社会福祉法人 国府福祉会役員退任慰労金規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人国府福祉会（以下「法人」という。）を退職する理事及び監事並びに評議員（以下「役員」という。）の退任慰労金の支給について、社会福祉法人国府福祉会定款第8条に準じて必要事項を定めるものとする。

(慰労金額の決定)

第2条 退職する役員に対する退任慰労金の金額は、役職別及び在任年数に応じて、評議員会の承認を得て決定した金額とする。

(算出方法)

第3条 退任慰労金は、次の方法によって算出する。

$(\text{第4条に定める算定基礎額}) \times (\text{第5条に定める役員在任年数}) \times (\text{第6条に定める役位係数}) = \text{支給額}$

(算定基礎額)

第4条 算定基礎額を次のとおりとする。

- (1) 理事、監事 20,000円 (交通費3,000円×年6回÷20,000円)
- (2) 評議員 10,000円 (交通費3,000円×年3回÷10,000円)

(役員在任年数)

第5条 役員在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

(役位係数)

第6条 役位係数は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 理事長 | 係数 2.5 |
| (2) 業務執行理事 | 係数 1.5 |
| (3) 理事、監事・評議員 | 係数 1.0 |

(贈呈方法)

第7条 慰労金又は記念品は在任期間中の贈呈は行わず、辞任した月の末日に贈呈する。ただし、末日が休日の場合は、次月頭初に贈呈する。

(功労加算金)

第8条 特に功績が著しいと認められる役員に対し、第3条により算出した金額に30%の範囲内で理事長及び業務執行理事に功労加算金を支給することができる。

2 支給額に1万円未満の端数が生じたときは、1万円切り上げて支給する。

(当法人から役員に就任した者の慰労金)

第9条 当法人から理事に就任した役員で「社会福祉施設職員退職手当共済法」に基づく退職手当共済契約（以下「退職金制度」という。）に加入している役員は、有期雇用契約職員就業規則第22条「退職金」に係る事項を適用するものとする。ただし、その役員が退職金制度を脱退したときは、脱退日の翌日（以下「起算日」という。）から第3条を適用し、在任年数は起算日からの在任年数とする。

(死亡退任慰労金)

第10条 役員が死亡により退任した場合は、その遺族に対し弔慰労金として贈呈する。

(慰労金からの控除)

第11条 慰労金を支給する場合は、法令に基づく源泉所得税を控除する。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成31年3月18日から施行する。